

## 決済用普通預金規定

決済用普通預金に関しては、普通預金・貯蓄預金共通規定、普通預金規定（第 2 条を除きます）、総合口座取引規定（第 5 条 1 項を除きます。）に加え、この規定を適用します。普通預金を決済用普通預金に変更した場合も同様とします。

なお、普通預金・貯蓄預金共通規定、普通預金規定（第 2 条を除きます）、総合口座取引規定（第 5 条 1 項を除きます。）と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が適用されるものとします。

### 1. （利息）

決済用普通預金には利息を付けません。

### 2. （普通預金への変更）

決済用普通預金を普通預金に変更する場合は、当行所定の手続をしてください。

### 3. （総合口座取引）

決済用普通預金は、総合口座として利用することができます。

### 4. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)